

(法第10条第1項関係様式例)

設立趣旨書

1 趣旨

新型コロナウィルスの世界的なパンデミックは、多くの企業や個人に深刻な影響を与えました。中小企業は特に厳しい状況にあり、資金調達の制約に直面し、雇用や経済全体に悪影響を及ぼしています。経営不振となった中小企業は事業の縮小や倒産に迫られると同時に、生活困窮者の増加につながっています。中小企業の事業及び生活者の生計を再構築するためには、金融機関、行政、地域社会が協力し合ってサポートする仕組みが必要ですが、その連携が取れていない現実があり、特に当事者が資金不足に陥っている場合には、専門家の十分な支援を受けられていないのが大きな課題です。

この度の特定非営利活動法人の設立については、資金不足に陥り、行き場をなくした中小企業及び生活者のために、事業及び生計に係る再構築の知識を有する専門家らが、支援業務として相談を受け、当事者が再構築することを目的として設立するものであります。企業や生活者を救済し、経済の活性化に貢献するためには、「金融支援」、「雇用創出」、「住宅・医療支援」、「コミュニティサポート」等を法令遵守に基づき、各専門家同士でシームレスに連携が可能な組織とななければなりません。

このような活動を行うにあたって、公正かつ透明性の高い運営を行い、社会的な信用を得て、幅広い連携を必要とするため、法人化は急務であります。ただし、当団体は営利を目的とせず、すべての会員がボランティアとして参加するため、会社法人の形式は似つかわしくありません。従いまして、特定非営利活動法人の設立が望ましいと考えています。

また、中小企業や生活者の再構築が実現することにより、企業及び個人が経済的に安定し、適切な雇用機会が提供されることで、社会的な不安定が低減されると共に、社会全体に広がる利益をもたらし、不特定多数の者にとっても、持続可能で豊かな社会が構築されると考えます。

皆様の幅広いご参加と、ご支援をお願いいたします。

2 申請に至るまでの経過

代表者である源代晴基は、自身が経営する会計事務所のクライアントであるか否かを問わず、経営不振な中小企業に対し、ファイナンスの調整や企業内部の改善に向け、直向きに無償で救済措置を取ってきました。残念ながら企業が倒産してしまえば、経営者個人とそのご家族もこれに巻き込まれることとなり、生活困窮者となります。それもまた、経営者個人が経済的に安定するまで、雇用機会の提供や居住環境の確保等、様々な支援をしてきました。半ば、経営者のご家族が離縁し、自己判断が出来ない程の精神的な病気にかかる経営者もあり、その際には、市の保健センターにて保健師と相談して病院へ付き添い、生活保護の申請等のお手伝いも行なっております。

この支援の規模をさらに大きく活動していくことを考え、同志を募り、幅広く寄付やボランティアが受け入れられる体制を整えたいということで、NPO法人への法人化を検討し始めました。令和5年9月より趣旨に賛同してくださる方が集まり、NPO法人化に向けた説明会を行い、令和6年3月25日に設立総会を開き、今日の申請に至っております。

令和6年 4月 1日

特定非営利活動法人 愛媛中小企業再生ネットワーク会議

設立代表者氏名 源代晴基